萩市移住創業チャレンジ支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、萩市における産業の活性化及び定住の促進を図るため、創業を目的として萩市へ移住する者に対し、萩市移住創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、市内で創業・継業を希望する人材を市外から呼び込み、住民等が求めるサービスなど地域ニーズとのマッチングや開業支援等を行うことにより、ビジネスづくりと移住促進を図ることを目的とする。

（対象者要件）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、第５条に規定する申請（以下「申請」という。）の

あった日から５年以上継続して本市に居住する意思をもって、本市に住居を移し、住民基本

台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき住民登録する（以下「転入」という。）する者

のうち、次のすべての要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

（１）転入する直前に５年以上、市外に在住し、かつ対象事業年度の４月１日以降に転入した

こと。

（２）「萩市東京圏在住者等移住支援事業補助金」の対象とならないこと。

（３）市内に居住、または事業完了日までに市内居住予定であり市内で起業すること。

（４）その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア　補助対象者を含めた世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力

と関係を有する者がいないこと。

イ　日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、

定住者又は特別定住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　補助対象者を含めた世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいないこと。

エ　これまで世帯の構成員に本市及び他の市町が行う同様の補助金の交付を受けた者がいな

いこと。

オ　補助対象者を含めた世帯の構成員が、移住前の居住地において同一世帯に属し、かつ、

申請の際、同一世帯に属していること。

カ　アからオまでに掲げるもののほか、市長が補助金の対象として不適当と認めた者でない

こと。

（交付の対象及び補助率等）

第４条　補助金の対象となる経費の区分及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

２　申請の日に属する年度の４月１日において満年齢が１８歳未満の者（同居するものに限る。以下同じ。）を養育しているときは、当該１８歳未満の者一人につき１０万円を加算する。

（交付の申請）

第５条　前条の規定による補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定める日までに萩市移住創業チャレンジ支援事業補助金交付申請書（別記第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を萩市移住創業チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により交付申請者に通知するものとする。

（事業計画変更等に係る承認の申請）

第７条　前条の規定による通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該事業に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、萩市移住創業チャレンジ支援事業計画変更承認申請書（別記第３号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

（１）事業費の１０分の２以上に及ぶ変更

（２）事業の施行地の変更

（３）施設の主要構造又は主要機能の大幅な変更

（４）その他計画の内容の大幅な変更

２　補助対象者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、萩市移住創業チャレンジ支援事業中止（廃止）承認申請書（別記第４号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　補助対象者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、補助事業を完了した日から起算して２０日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、萩市移住創業チャレンジ支援事業実績報告書（別記第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第９条　市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に対し、当該補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、概算払により交付をすることができる。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、萩市移住創業チャレンジ支援事業精算払請求書（別記第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

（１）補助事業完了後、３年以内に許可なく事業を休止し、又は廃止したとき。

（２）補助事業完了後、３年以内に許可なく当初計画を変更したとき。

（３）補助事業完了後、３年以内に事業所を市外に移転し、又は譲渡したとき。

（４）個人において、その個人の住所を、補助事業完了後、３年以内に市外に異動したとき。

（５）虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

（状況調査）

第１１条　市長は、補助事業等の実施状況及び事業完了後の経過状況を、必要に応じて補助対象者に求めることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、従前の例によるものとする。

附　則

　この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助対象者 | 補助率 | 補助限度額 | 適用期間等 |
| 施設改修費 | 事業実施に必要な施設の内装改修、トイレ改修等 | 市内で創業するため、市内に移住する者（※） | 1/2 | 上限  　　500千円 | 移住創業宣言後の準備期間から創業後半年以内 |
| 機械類等整備・購入費 | 事業実施に必要な機械・什器等備品の整備、営業車両購入費等 |

※　住民票を異動し、市内に事業の本拠を定める場合に限る。